

児発第 299 号通知⑤

～弾力運用のまとめ～

第一段階から第三段階までの各段階における弾力運用を表にまとめます。

第一段階	<p>1. 「人件費、管理費又は事業費については、」「各区分に関わらず、当該保育所を営業する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。」とされています。</p> <p>2. 以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。」とされています。</p> <p>「以下の積立預金」とは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">① 人件費積立預金（人件費の類に属する経費に係る積立預金）② 修繕積立預金（建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立預金）③ 備品等購入積立預金（業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立預金）
第二段階	<p>民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表 2 に掲げる経費等に充てることができること。」とされています。</p> <p>第二段階の例外的用途範囲は別表 2 に書かれています。</p> <p>別表 2</p> <ul style="list-style-type: none">① 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費② 保育所の土地又は建物の賃借料③ 以上の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出④ 保育所を営業する事業に係る租税公課
第三段階	<p>1. 「民改費として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る別表 3 に掲げる経費」に充てることができる</p> <p>別表 3</p> <ul style="list-style-type: none">① 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費② 1 の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出 <p>2. 「民改費として加算された額に相当する額の範囲内で」「同一の設置者が運営する社会福祉施設等に係る別表 4 に掲げる経費等に充てることができる」とされています。</p> <p>別表 4</p> <ul style="list-style-type: none">① 社会福祉施設等の建物、設備の整備修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費② 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料③ 以上の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出④ 社会福祉施設等を営業する事業に係る租税公課

3. 「運営費の 3 か月分に相当する額の範囲内まで、運営費を同一の設置者が設置する保育所に係る別表 5 に掲げる経費」

別表 5

- ① 保育所の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
- ② 保育所の土地又は建物の賃借料
- ③ 以上の経費に係る借入金の償還
- ④ 保育所を経営する事業に係る租税公課

4. 「運営費の 3 か月分に相当する額の範囲内まで、「同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表 3 に掲げる経費等に充てることができる」

別表 3

- ① 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費
- ② 1 の経費に係る借入金の償還又は積立のための支出

5. 「長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立預金に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。」

- ① 人件費積立金
- ② 保育所施設・設備整備積立預金

例) 建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立預金

児発第 299 号通知 「1 運営費の用途範囲」の読み方につきましてはこれにて終了とさせていただきます。

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail : h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091

医療事業部：村田知生